

国保税（国民健康保険税）とは



皆さんが病気やケガをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、納められた国保税（国民健康保険税）と国・県の負担金などでまかなわれています。

国保税は国保運営を支える重要な財源です。決められた納期内に納めましょう。

（注）詳しくは、市役所 税務課にお問い合わせください。

納税義務者は世帯主

国保税は原則として、世帯主に課税されます。世帯主が他の健康保険（後期高齢者医療含む）に加入されている場合でも、その世帯内に国保の被保険者がいる場合には、その世帯主が納税義務を負うこととなります。このような世帯主を「擬制世帯主」といいます。

国保税の計算方法

国保税は、医療保険分と後期高齢者支援金分及び介護保険分の合算になります。また、算定の基礎となるのは、前年中の収入になり、納める内容も年齢（40歳未満、40歳以上65歳未満、65歳以上）によって異なります。

40歳未満の方

医療保険分と後期高齢者支援金分を納めます。

$$\text{国保税} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分}$$

40歳以上65歳未満の方(介護保険の第2号被保険者)

医療保険分と後期高齢者支援金分に、介護保険分を合わせて納めます。

$$\text{国保税} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護保険分}$$

65歳以上75歳未満の方(介護保険の第1号被保険者)

医療保険分と後期高齢者支援金分を納め、介護保険分は介護保険料として別に納めます。

$$\text{国保税} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分}$$

$$\text{介護保険料} = \text{介護保険分}$$

医療保険分



	税率及び税額（0歳～74歳）
所得割	課税標準額（総所得金額等 - 基礎控除 33 万円）× 8.08%
均等割（人数割）	1 人あたり 20,500 円
平等割（世帯割）	1 世帯あたり 15,700 円
限度額	61 万円

後期高齢者支援金分



	税率及び税額（0歳～74歳）
所得割	課税標準額（総所得金額等 - 基礎控除 33 万円）× 3.54%
均等割（人数割）	1 人あたり 8,000 円
平等割（世帯割）	1 世帯あたり 6,600 円
限度額	19 万円

介護保険分



	税率及び税額（40歳～64歳）
所得割	課税標準額（総所得金額等 - 基礎控除 33 万円）× 2.11%
均等割（人数割）	1 人あたり 8,200 円
平等割（世帯割）	1 世帯あたり 4,800 円
限度額	16 万円

算定基準等は変更になる場合があります。

総所得金額等とは

- イ、総所得金額（雑損失の繰越控除を適用しないで計算したもの） ロ、山林所得金額
 八、土地建物の譲渡所得の金額（特別控除後） 二、株式等に係る譲渡所得等の金額
 ホ、先物取引に係る雑所得等の金額の合計額です。

国保税の軽減について

前年中の世帯全員(擬制世帯主含む)の所得が一定金額以下のときは、国保税の均等割額・平等割額が減額されます。

後期高齢者医療制度へ移行した方(旧国保被保険者)の世帯で、世帯構成が変わらなければ、旧国保被保険者を含んだ世帯として、軽減判定世帯の対象となります。

後期高齢者医療制度へ移行したことにより、世帯内の国保被保険者が1人となる世帯においては、国保税(医療分・後期高齢者支援分)の平等割額が5年間半額となり、その後は3年間4分の1が減額されます。

解雇や倒産などで職を失った方に対する国保税の軽減

解雇や倒産などの非自発的失業(離職)により国民健康保険へ加入する方の国民健康保険税について、軽減できる場合があります。

国保税の納付には

納め忘れのない **口座振替** がおすすめです!

⇒一度手続きをすると、翌年度以降も自動的に振替が更新されるので、たいへん便利です。

便利にや~

【手続きに必要なもの】

- 納税通知書
- 預貯金通帳
- 通帳の届出印



国保税の軽減等、詳しくは市役所 税務課までお問い合わせください



~国保はみんなの支えあいです~

国保税を滞納した場合

災害などの特別な事情がないにも関わらず、国保税を滞納されていると、次のような措置がとられることがありますのでご注意ください。

↓ **納期限を過ぎると…**

とくそく
督促

… 督促が行われます。
延滞金などを徴収される場合もあります。

↓ **それでも納めずにいると…**

短期被保険者証

… 通常の保険証より有効期間が短い「**短期被保険者証**」が交付される場合があります。

↓ **納期限から1年経過すると…**

**被保険者
資格証明書**

… これまでの保険証を返還してもらい、「**被保険者資格証明書**」が交付されます。国保の被保険者であることを証明するものです。医療機関等にかかったときは、いったん**医療費を全額自己負担**することになります。資格証明書の交付世帯に属する高校生世代以下の子には、有効期間6か月の被保険者証を交付します。また、公費負担医療の対象の方、原爆被爆者医療の対象の方には保険証を交付します。

↓ **納期限から1年半経過すると…**

給付の差し止め

… 国保の給付が全部または一部差し止められる場合があります。

↓ **それでも滞納が続くと…**

差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれる場合があります。

財産の差し押さえ処分などが行われる場合もあります。
また、介護保険の給付が制限される場合もあります。



保険証の交付を受けるには

滞納している国保税を完納する

滞納額を著しく減少させる

納付が困難なときは、お早めにご相談ください

病気や災害など、やむを得ない事情により国保税の納付が困難なときには、お早めに市役所 税務課にご相談ください。